

日本古代における墾田所有について

堅田理

従来の日本古代社会に対する理解の大枠は以下の様にまとめることができる。大化改新によつて公地公民の方針が打ち出され、それにしたがつて七世紀末に律令国家が成立するとともに班田收授制も行なわれ、国家的的土地所有が完成した。しかし、間もなく私的的土地所有の動きにおされて八世紀前半には墾田法が施行され、それに伴い共同体が解体・再編され、律令体制自体も八世紀後半以降崩壊の過程をたどるというものである。

果たして、右の捉え方は自明のことなのであろうか。本報告では、律令国家の土地支配と百姓の墾田所有の関係のあり方を検討し、従来の土地所有史観を批判したい。

一 墾田永年私財法の論理

まず、八世紀前半に発布された墾田法の論理を確認することからはじめる。養老七年（七二三）の三世一身法は、田地の開墾状況に従つて三世か一身かが判断され、国家により給田されるというものである。それは、開墾の事実を前提とした判給ということであり、國家的規制と開墾奨励とを両立させる論理構成となつてゐる。次に、天平十五年（七四三）の墾田永年私財法は、墾田を永年収公しないとしたものであるが、同時に以下の三つの条件を設定している。第一は、開墾前に国に申請して許可を受けること。第二に、許可を受けた後三年たつても開墾しなければ他人の開墾を許

可すること（三年不耕の原則）。第三に、品位階に従つた墾田の占定限度額を設定したことである。以上の墾田永年私財法は、墾田の相伝を認めるが、特に第一・第二の条件を設けることにより、國家的規制と開墾奨励とを両立させる論理構成をとつてゐる。右にみた墾田法と在地の共同体のあり方との関係に注目した研究では、従来、在地首長に代表される共同体的な土地所有を編成して律令国家の国家的土地位所有が成立したとし、そしてそのもとにおいて、「私功」と「相伝」によつてその枠からみ出す形で墾田に代表される私的土地位所有が実現するとされてきている。本報告では、墾田所有の実態的なあり方の検討を通じて従来の見解を批判したい。

二 墾田所有の具体的な事例

ここでは、八世紀中葉の越前国東大寺領に関わる史料を二つ取り上げる。

一つは、佐味公入麻呂の事例である。この事例での注目点は、第一に、三世一身法のもとにある天平三年（七三一）に入麻呂に墾田地（野地）が判給され、その土地が天平勝宝元年（七四九）の東大寺領占定に至るまで開墾されていなかつたこと。第二に、東大寺は寺領占定を行つた後に、開墾して田地を造成するという加功主義に基づいた行為をとつてゐるが、それが入麻呂との訴訟に際して国司によつて否定されていること、である。以上は、前節で確認した墾田法の論理と、当時の墾田所有者に対する行政的対応の間に大きなズレがあることを示してゐる。

次に、額田国依の事例を取り上げる。その注目点は、墾田永年私財法発布の翌年であるにも関わらず、溝の開発前後に墾田とし

ての立券手続きをとつていなければならないこと。それが次回の校班田に際して墾田としての登録、あるいは収公などの行政的対応が全くみられないことである。これより、以下の点が明らかになる。第一に、國家の側から百姓の溝の開発を把握する体制が欠如していること。第二に、公験による国家の判給がなければ、田図登録へと繋がらないこと。第三に、私功を投入することにより開発された田地が、国家に把握されない状態で存在し得たことである。

右の事例と公験の性質とを考え併せると、国家と百姓との墾田所有をめぐる関係は、国家が墾田主に対して面積と四至とを限定して墾田地を給したことと示す公験によってその所有権を保証される関係にある。そしてその公験発給の前提には、墾田法の論理とは裏腹に加功主義が前提とはされていないことを確認できる。また、東大寺に代表される初期莊園の所有上の性格は、百姓の所有権の存在していない土地において、墾田法の加功主義に基づく所有が追認されていくという性格のもので、百姓の墾田所有とは国家との関係で相違することがわかる。

三 墾田法の展開と墾田所有

先の佐味公入麻呂と額田国依の事例を対比することによって、國家と百姓の墾田所有との関係の意味が明らかになる。額田国依の事例は、墾田永年私財法のもとにおいても、國家の把握外の墾活動が存在したことを示している。それは、国家による保証が与えられない土地であり、論理的には在地における共同体的諸関係に基づく承認・保証に支えられる所有といえる。それ故、共同体からの圧力に対しても実力関係でしか解決を図れないという限界をもつものと理解でき、東大寺による開発にさらされたとき、

佐味公入麻呂とは対照的に決して訴訟にうつたえることができなかつたことにそれは端的に表れている。

以上の視点から、従来の土地所有史観の批判を試みたい。

第一は、従来は、墾田法の論理から、土地私有の前提に加功主義が存在することを見いだし、それを在地の共同体関係の中でも機能した秩序であると考えられてきた。しかし、この点については、共同体内における土地所有の秩序は別の原理で存在していると措定した上で、墾田法の論理に規定された加功主義に基づいて、共同体外部から土地所有権を求める動きが表れてくると考えべきである。

第二に、百姓の墾田所有は、共同体内外の交通の展開により、従来の共同体による所有の承認・保証体制が不安定になつたことにより、四至と面積の限定を前提に公權力による保証を未墾地について得られるという関係が基本であることを確認した。すなわち、租を納めることにより国家との従属関係に入ることで共同体的諸関係からの相対的自立を得、国家との関係で所有関係を実現させることを意味している。このような関係 자체は、熟田の一定面積を国家が保証した、班田收授制と共に通するものであり、墾田の場合も所有の性格としては口分田と共通するといえる。故に、百姓と国家の所有をめぐる関係は、律令国家成立以降一貫しているのである。従来は、国家的土地位所有を克服する形で私的土地位としての墾田が成立していくと考えてきたが、その様な二項対立的な捉え方は、墾田法の論理を社会的な実態として把握したところにより得られたものである。本報告での検討結果によれば、そのような二項対立的な枠組みからする国家的土地位論は成立しないものであることが明らかになったと思う。